

○大多喜町高速バス通学費補助金交付要綱

平成27年12月11日

告示第77号

改正 平成28年5月20日告示第45号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大多喜品川間の高速バス（以下「高速バス」という。）を利用する通学者の増加及び通学者の世帯の負担軽減を図ることにより定住化を促進するため、予算の範囲内において、大多喜町補助金等交付規則（昭和55年規則第12号）及びこの要綱に基づき、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次のとおりとする。

- (1) 町内に在住する者で、通学のために高速バスを利用する学生
- (2) 町内に在住又は町内の学校に通学する者で、進学又は就職のために高速バスを利用する学生

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、高速バスの通学定期券又は共通回数乗車券の購入に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 通学定期券

ア 大多喜品川区間

	1か月	3か月
大人	10,000円	30,000円
小人	5,000円	15,000円

イ 大多喜羽田空港区間

	1か月	3か月
大人	9,000円	27,000円
小人	4,500円	13,500円

(2) 共通回数乗車券 1冊5,000円

(登録申請書)

第5条 第2条に規定する対象者で補助を受けようとするものは、高速バス通学者登録申請書(別記第1号様式)に、学生証の写し又は入学許可証の写しを添えて町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を確認の上、適当と認めるときは、高速バス通学者登録台帳(別記第2号様式)に登録し、高速バス通学者登録証(別記第3号様式。以下「登録証」という。)を申請者に交付するものとする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、高速バス通学費補助金交付申請書兼実績報告書(別記第4号様式)に登録証及び通学定期券の写し又は共通回数乗車券を添えて町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定により提出された共通回数乗車券に「学生」と表示し、申請者に返還しなければならない。

(額の確定)

第7条 町長は、前条の報告書の提出があった場合は、その内容を精査して補助金の交付すべき額を確定し、補助金交付決定通知書兼確定通知書(別記第5号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助の特例)

第8条 町長は、前2条の規定にかかわらず、登録証の交付を受けた者が大多喜町役場において共通回数乗車券の購入を希望する場合は、補助額を控除した額により販売することができる。この場合における共通回数乗車券の表示については、第6条第2項の規定を適用する。

(払戻し、譲渡等の禁止)

第9条 申請者は、補助を受けて購入した通学定期券又は共通回数乗車券(以下「乗車券類」という。)の払戻し又は譲渡、贈与若しくは貸与(以下「払戻等」という。)をしてはならない。

(補助金の返還)

第10条 偽りその他不正な手段により乗車券類を購入した者又は払戻等をした者は、当該補助に係る費用の全部又は一部を町長に返還しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成27年12月15日から施行する。

(失効)

2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成28年5月20日告示第45号)

この告示は、公示の日から施行する。